

島本町軽度難聴児補聴器交付事業実施要綱

(平成28年 4月 1日)

(目的)

第1条 この要綱は、他の補聴器交付事業の対象とならない軽度の難聴児に対して補聴器の購入費又は修理費の支給（以下「交付」という。）をすることにより、言語及び生活適応訓練を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付対象児)

第2条 補聴器の交付対象児は、第4条第1項の規定による申請の日現在において18歳未満の児童であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。次項において同じ。）が町内に居住していること。
- (2) 原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく補装具費の支給及び大阪府難聴児補聴器交付事業実施要綱に基づく補聴器交付の対象とならないこと。

2 交付対象児の保護者（以下「保護者」という。）が属する住民基本台帳での世帯の中に、交付申請を行う月の属する年度（4月から6月までの交付申請の場合はその前年度）における市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は、前項の規定にかかわらず、交付の対象外とする。

(交付対象補聴器及び費用負担)

第3条 交付の対象となる補聴器の種類及び費用負担は、別表のとおりとする。ただし、補聴器の交付は、片側装用にあつては1台分、両側装用にあつては2台分を限度とする。

(交付申請)

第4条 補聴器の交付を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、補聴器交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、島本町長に申請するものとする。ただし、第1号に掲げる意見書は、補聴器の修理の場合には、省略することができる。

- (1) 障害者総合支援法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により大阪府知事等が定める医師（耳鼻咽喉科の者に限る）（以下「医療機関等」という。）が、交付対象児の聴力検査を基に作成した補聴器交付意見書（様式第2号）

- (2) 第7条第1項の規定による届出のあつた補聴器業者から徴集した見積書

2 補聴器の耐用年数は5年とし、申請者は、以前に本事業により補聴器の交付を受けている場合は、原則として、次条の規定による前回の交付決定の日から耐用年数を経過している場合に交付申請をすることができるものとする。ただし、修理の場合はこの限りでない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請を審査した上、交付を決定した場合は補聴器

交付決定通知書（様式第3号）及び補聴器交付券（様式第4号。以下「交付券」という。）を申請者に交付し、申請を却下する場合は補聴器交付却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補聴器の購入又は修理）

第6条 前条の規定による交付決定を受けた申請者は、第4条第1項第2号の規定により見積書を徴集した補聴器業者に交付券を提出するとともに、当該交付券に記載された自己負担額を支払って、補聴器を購入し、又は修理するものとする。

（補聴器業者の届出及び公費負担額の支払）

第7条 本事業に基づく補聴器の納入又は修理を行う補聴器業者は、あらかじめ島本町軽度難聴児補聴器交付事業に係る届出書（様式第6号）により町長に届け出るものとする。

2 補聴器を納入し、又は修理した補聴器業者は、申請者の押印を受けた交付券を添えて、当該交付券に記載された公費負担額を町長に請求するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査した上、補聴器業者に公費負担額を支払うものとする。

（検査料の助成）

第8条 第5条の規定により町長が交付を決定した申請者が、補聴器交付意見書の作成のために医療機関等が実施した検査の検査料（初診料及び再診料を含む。）の助成を希望する場合は、補聴器交付に係る検査料請求書（様式第7号）に医療機関等の領収書を添えて、町長に申請するものとする。ただし、他の制度により当該検査料に対する助成を受けている場合は、申請することができない。

2 助成する額は、前項に規定する検査料相当額とする。

3 町長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その適否を審査し、助成を決定したときは、金融機関への振込みにより申請者に助成額を支払うものとする。

（その他）

第9条 補聴器の交付を受けた交付対象児及び申請者は、当該補聴器を、他人に譲渡するなど交付の目的に反して使用してはならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交付区分	補聴器の種類等	基準額	利用者負担額	利用者負担上限額 (月額)
購入	・ポケット型 ・耳かけ型 ・耳あな型 （本体及び附属品を含む。ただし、附属品のみ の購入は対象外）	補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に準じた額及び補聴器業者の見積額のうち低い方の額	基準額の1割（ただし、利用者負担上限額を上限とする。）	生活保護世帯 0円 市町村民税非課税世帯 0円 市町村民税課税世帯 37,200円
修理				

備考

- 1 その他、補聴器の購入又は修理の支給要件等については、障害者総合支援法第76条に基づく補装具費の支給の取扱いに準ずる。
- 2 利用者負担上限額（月額）の基準とする課税額は、申請月の属する年度（4月から6月までの申請の場合は、その前年度）の市町村民税課税額とする。